

佐世保海軍施設

対象防衛関係施設の所在地	長崎県佐世保市	平瀬町
対象防衛関係施設の区域	長崎県佐世保市	金比良町、立神町、平瀬町及び御船町（いずれも次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	長崎県佐世保市	相生町、赤崎町（次の図面に示す部分に限る。）、泉町、今福町、鵜渡越町（次の図面に示す部分に限る。）、上町、上京町、神島町、京坪町、祇園町（次の図面に示す部分に限る。）、熊野町、光月町、高天町、小島町（次の図面に示す部分に限る。）、木場田町、金比良町、栄町、塩浜町、潮見町、島瀬町、島地町、下京町、白南風町（次の図面に示す部分に限る。）、城山町（次の図面に示す部分に限る。）、園田町、高砂町、高梨町（次の図面に示す部分に限る。）、立神町（次の図面に示す部分に限る。）、谷郷町、天満町、常盤町、戸尾町、長尾町、名切町（次の図面に示す部分に限る。）、西大久保町、八幡町（次の図面に示す部分に限る。）、花園町（次の図面に示す部分に限る。）、浜田町、東大久保町（次の図面に示す部分に限る。）、干尽町（次の図面に示す部分に限る。）、平瀬町、比良町、福石町（次の図面に示す部分に限る。）、福田町（次の図面に示す部分に限る。）、松浦町、松川町（次の図面に示す部分に限る。）、万徳町（次の図面に示す部分に限る。）、三浦町（次の図面に示す部分に限る。）、湊町、峰坂町（次の図面に示す部分に限る。）、御船町、宮崎町、宮地町、本島町、元町、矢岳町（次の図面に示す部分に限る。）、山県町、山祇町（次の図面に示す部分に限る。）、万津町、若葉町（次の図面に示す部分に限る。）及び新港町
	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と八に掲げる点とを結	一 北緯三十三度九分六秒、東経百二十九度四十三分十七秒の点 二 北緯三十三度九分四秒、東経百二十九度四十二分五十一秒の点

	ぶ線により囲まれた陸域及び海域 三 北緯三十三度九分十秒、東経百二十九度四十二分二十三秒の点 四 北緯三十三度九分五十六秒、東経百二十九度四十一分四十一秒の点 五 北緯三十三度十分八秒、東経百二十九度四十一分四十一秒の点 六 北緯三十三度十分三十秒、東経百二十九度四十二分三秒の点 七 北緯三十三度十分五十秒、東経百二十九度四十二分十八秒の点 八 北緯三十三度十分五十二秒、東経百二十九度四十二分二十一秒の点
備考 一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表する。 二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 三 側端の少なくとも一方がこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する水面及び線路敷の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。 四 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があっても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。	

佐世保海軍施設周辺地域

国土地理院の地理院地図を利用

対象施設の区域



対象施設周辺地域



この地図は、縮尺2万5,000分の1の地形図
相当の誤差を有しております。

